

町では処理・処分ができないもの

【オートバイ・原付バイク】

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

(☎050-3000-0727) へお問い合わせください。

受付時間(土日・祝日・年末年始等を除く) 9:00~17:00

【パソコン機器】

(デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、液晶・フラウン管ディスプレイ)

PCリサイクルマークがついているものは、各メーカーに回収を依頼してください。

自作パソコン、事業撤退メーカー等のものについてはパソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)にお問い合わせください。

【その他排出禁止なもの】

以下のものは町では処理できません。

販売店に売却するか、専門の処理業者に依頼してください。

- ・産業廃棄物
- ・壘
- ・消火器
- ・フロパンガスボンベ
- ・タイヤ
- ・バッテリー
- ・ピアノ
- ・オルガン
- ・医療廃棄物
- ・農業機械
- ・農薬
- ・ガソリン
- ・灯油
- ・オイル
- ・フロック
- ・建築廃材
- ・自動車部品
- ・浴槽
- ・オートバイの部品
- ・トタン
- ・コンクリート
- ・農業用マルチ
- ・ネット(鳥獣用、グリーンカーテン用など)

【事業系ごみ】 事業者の方は、町内のごみステーションにごみを出すことができません。

事業系ごみとは、店舗、会社、工場、事務所、病院、学校、公官庁などの事業活動から生じるごみのことを言います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する法律第三条で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」となっています。

事業者の方は、自ら処理施設へ持ち込むか、町から許可を受けた廃棄物収集運搬業者へ依頼してください。